

中央教育審議会「教育改革」の全体像

— 憲法・教育基本法、子どもの権利条約に基づく教育の観点から —

The Total Image of Japanese Educational Reforms by the Central Education Council

北川 邦一

KITAGAWA Kunikazu

目 次

- (一) 「新自由主義」的国家社会改变の一環としての「教育改革」
 - (1) 臨調「行革」と臨教審「教育改革」
 - (2) 政治経済社会構造全般の改变の急進化
 - (3) 「構造改革のための经济社会計画」
 - (二) 財界の「教育改革」要求
 - (1) 日経連『新時代の「日本の経営」』
 - (2) 経団連「創造的な人材の育成に向けて」
 - (3) 経済同友会「学校から『合校』へ」
 - (三) 中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」
 - (1) 答申の基本的性格と主な具体的施策内容
 - (2) 中教審「教育改革」の構造
- まとめに代えて

(一) 「新自由主義」的国家社会改变の一環としての「教育改革」

(1) 臨調「行革」と臨教審「教育改革」

現在のわが国は、1980年代初めの「行政改革」によって始動された新自由主義による国家社会の大改变の中におかれており、現在中央教育審議会答申や教育課程審議会答申によって進められている「教育改革」はその改变の一環である。

1981年3月、鈴木善幸内閣の下で第二次臨時行政調査会（「第二臨調」。会長＝土光敏夫経団連名誉会）が設置された。第2臨調は、日本はこの時期迄に経済的に欧米に対するキャッチ・アップをほぼ果たしたと見なし、「国際社会の中で、受け身の姿勢に徹して生きていくことは不可能になった。物質的な生活水準の向上に専念するだけでは済まなくなった。」との認識に立って、「明治維新以来百余年の近代化の歴史と、戦後30余年の民主化の歴史

をあらためてふりかえり、国民と国家の歩むべき方向を新たに設定するための全面的な改革の一環をなすもの」(1982年5月、臨調第一部会報告)^(註1)と位置づけて「行政改革」を始動した。その基本的な考え方は、「①活力ある福祉社会の建設、②国際社会に対する積極的貢献を今後の行政の目指すべき目標として提起したい」、「活力ある福祉社会とは…自立・自助、民間の活力を基本とし、適度な経済成長の下で各人が適切な就業の場を確保するとともに、雇用、健康及び老後の不安等に対する基盤的な保障が確保された社会を意味している。それは…西欧型の高福祉、高負担による『大きな政府』への道を歩むものであってはならない」(82年7月、臨調基本答申＝「行政改革に関する第3次答申」)^(註2)というものであった。

その後、臨調行革方針に沿って、電電・専売両公社の民営化(85年4月)、国鉄の分割・民営化(87年4月)、年金、医療、福祉、教育への公費支出の削減、消費税の創設(89年4月実施)、規制緩和5カ年計画(95年3月決定)などが推進されてきた。

今日の「教育改革」は、1984年に中曽根内閣の諮問機関として設置された臨時教育審議会(臨教審)によって始動された「教育改革」の継承・発展であるが、臨教審は、当初中曽根首相がそれを「教育臨調」と呼んでいたように、上述の第2臨調に始まる「行革」と軌を一にするものである^(註3)。

臨教審は、85年6月の「第一次答申」において、その教育改革を進める際の原則として、①個性重視の原則、②基礎・基本の重視、③創造性・考える力・表現力の育成、④選択の機会の拡大、⑤教育環境の人間化、⑥生涯学習体系への移行、⑦国際化への対応、⑧情報化への対応の8つを掲げた。ここに、今日に繋がる「教育改革」の基本方向が示されている。

このうち特に①について、同答申は「今次教育改革において最も重要なことは、……個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである」「教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野がこの原則に照らして、抜本的に見直されなければならない」とした。また、87年6月の臨教審「第四次答申(最終答申)」は、「教育改革の視点」として「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行」「変化(＝情報化、国際化)への対応」をあげている。臨教審によれば、「個性重視の原則」は、いわゆる「教育の自由化」論からその「目的」概念を抽出したものであり、その意図する「教育の自由化」とは、「教育の世界にいきいきとした競争原理を導入すること」^(註4)であり、要するに教育への市場原理の導入であった。「個性重視の原則」は、形式的にはその内容の第一に上記のとおり「個人の尊厳」を掲げてはいるが、その主眼は「各個人はそれぞれ独自の個性的な存在である」(第一次答申)という意味での「個性の重視」にある。この観念の根底には「戦後教育においては『平等』の観念が強調されすぎ、『自由』の観念が軽視された」(臨教審「審議経過の概要(その2)」)^(註5)という見方がある。臨教

審は、総じて「平等」を否定的にしか認識しておらず、普遍的な人間性の育成という目的意識、及び、その前提となる「すべての人間は共通の普遍的人間性を有した有すべきである」という人間観、それに基づく人間の平等の思想を軽視・無視ないし蔑視しており、その「教育改革」構想は現代社会における労働者や主権者・生活者としての基本的人権の保障、教育を受ける権利の保障など人間の尊厳を保障する方途を伴っていない。また、86年4月の臨教審「第二次答申」は、「個性重視の原則」の中で重要な位置を占める「自由」に関して「自由は、重い自己責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身につけていなければならない」と述べて、自己責任に耐える能力を強調している。

結局、「個性重視の原則」とは、それぞれに個別差異の特徴はあるが普遍的人間性には欠けた人間を育成するものであり、その本質的目的は、臨調行革によって作り出されるべき、できる限り規制のない弱肉強食の「新自由主義競争」社会をその「自由の重み、責任の増大に耐え」て生き抜く人間の育成であり、それを教育基本法の文言にこと借りて粉飾して表現したものにほかならない。この原則によって育成される諸個人は、労働者や主権者、人間としての一般的な知識、能力、教養に欠けるから、各人がそれぞれ個別的差異特徴は持つとしても、その全人的な能力の活用・養成の選択・管理を結局既成の権力者に委ねることになり、その活動の成果を自分自身および他の人々の幸福に結びつけることは困難となる。

91年4月の第14期中央教育審議会（中教審）の答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」は、「これからは、全員が同じ教育内容を受けるような形式的な平等ではなく、個性に応じてそれぞれ異なるものをめざす実質的な平等を実現していくことがますます重要になる。たとえある程度経済的に非効率になっても、教育的に効率的な方が良いのだと考えるべきなのだ。」と述べた。この中教審の90年12月の「学校制度に関する小委員会審議経過報告」では、より明確に、「各自が他人と違う存在であろうとし、違う存在であることを認め合って競争する」「共存共栄を可能とするヨコ並び複線上の多選択型競争が目指されるべきだ」と述べていた。上記の臨教審答申の「個性重視の原則」と大枠では基調を同じくするものであった。

以上を主たる方針とする臨教審答申、第14期中教審答申に沿う「改革」は、90年代に入って急速に学校教育の全般にわたって実施されてきた^(註6)。

（2）政治経済社会構造全般の改変の急進化

その後、1996年・97年に至って「教育改革」は、上記の臨教審「教育改革」路線を基本としながらも、臨調行革以降今日に至る過程の政治経済構造全般の改変の急進化を受けて、一段と急進的かつ根本的になってきている。

行革の始動後、93年8月：自民党の分裂・非自民連立政権の成立、94年11月：小選挙区制区割り法成立、96年11月：この制度初の総選挙、など大きな状況変化があったが、98年現在、今日の日本の支配的な政治動向は、自民党一党支配時代の臨調行革路線を踏襲するという基本においてはほとんど変わっていない。

しかし、国際状況・国内状況には、経済関係を基本として大きな変化があった。国際的には、日本の輸出超過、「日米経済戦争」、85年G5（先進5ヶ国蔵相会議）プラザ合意によるドル安・円高、中南米諸国の債務累積、日本企業の資本・生産の海外移転、ソビエト連邦の解体（91年12月）・「社会主義」陣営の崩壊、新興経済諸国の生産追い上げ・旧「社会主義諸国」の資本主義経済競争への参入による「大競争」・「価格破壊」、欧州諸国の不況拡大、EUの経済統合・通貨統一計画、アメリカの経済成長等が進行した。また、国内的には、円高不況、国内生産の「空洞化」、第一次産業・重厚長大生産から軽薄短小生産・第三次産業への移行、バブル経済（85年～90年）とその崩壊、超低金利（95年9月公定歩合0.5%）、住宅金融専門会社への公的資金6750億円投与（96年6月住専処理法制定）、膨大な公共投資とその裏面としての膨大な赤字国公債の累積（97年現在残高約500兆円）などが進行した。

以上のような情勢変化とアメリカの多国籍企業の強い「規制緩和」と「グローバル化」要求を受けて、わが国大企業はその活路を見いだすために、わが国政治経済社会構造全般の大改変を行なう方向を明確にするに至った^(註7)。

①村山政権による95年3月の「規制緩和5ヶ年計画」の閣議決定、橋本政権になってからの②96年4月の「日米安保共同宣言」による安保条約の対象地域のアジア・太平洋地域への拡大・アメリカ有事の際の海外軍事行動への日本の軍事力・経済力の動員体制づくり、③97年5月の自民・新進・民主・太陽・さきがけ党派等の議員による「憲法調査委員会設置推進議員連盟」の発足（6月に参加議員350名）、④橋本内閣が進めた行政、経済構造、金融システム、社会保障構造、財政構造、教育の分野に及ぶ「6大改革」計画（97年1月発表）等がそれである。

（3） 「構造改革のための経済社会計画」

この改変方向を最も基本的に示すものは、自民・社民・さきがけ連立政権が95年12月閣議決定した「構造改革のための経済社会計画－活力ある経済・安心できる暮らし－」（平成7年度-12年度計画）である。次にその基本的特徴を示す^(註8)。

この計画（以下、〈計画〉と略記）は全10章構成であり、第1-3章が第1部「わが国の課題と政策運営の基本方向」、第4-8章が第2部「重点課題への対応」、第9、10章が第3部「経済の姿と経済計画の役割」となっている。

第一に、〈計画〉の第1章「基本的な時代認識」では、①経済活動・人々の意識・人口

環境食糧問題のポスターレス化、メガコンペティション時代の到来など「グローバリゼーションの進展」②「高次な成熟社会への転換」③「少子・高齢社会への移行」④「情報通信の高度化」の4つを挙げ、この②で次のように述べている。

海外からの技術導入とその応用による製品販売という従来のわが国経済のパターンは今では困難となり、「新製品開発をもたらすような独創的な技術を自ら創出（すること）」や、「製品・サービスの適切な組み合わせによ（る）消費者ニーズ（への）対応」などが必要となっている。「特に……大量生産型商品分野においては、東アジアを中心とした海外諸国の競争力の向上が著しい。……日本経済は……高次な経済社会への転換を迫られている。」「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式のあり方を問い直し……ていく必要がある。」「従来の……企業中心的、集団主義的考え方や行動様式自体、従来型パターンを脱却し、新たな経済社会へ転換を図っていく際の阻害要因となりつつあ（る。）」^(注9)

第二に、第2章では、「対応すべき構造的諸問題」として①「新規産業の展開の遅れと産業空洞化」②「雇用に対する不安」③「少子・高齢社会の暮らしへの不安」④「豊かさの実感の欠如への不満」⑤「地球社会における責任と役割の増大」の5つを挙げ、この①について次のとおり述べている。

「グローバリゼーションの進展の中で、企業は最適な事業環境を求めて積極的な国際展開を進めているが、日本の高コスト構造や過剰規制の存在等により、本来であれば日本国内で国際競争力を持ち得る企業までもが海外へその生産拠点を移転することが懸念されている。また、経済のファンダメンタルズと乖離した円高が進行する場合には一層この傾向を強めることになる。さらに……今、我が国産業は……新しい事業展開が遅れており、我が国産業の空洞化が懸念されている。このため、我が国としては、情報通信の高度化等を軸に、新規産業を創出し、新たな経済フロンティアを切り拓いていけるよう、経済の活力を高めていくことが重要な課題となっている。」^(注10)

第三に、第3章第2節では、「構造改革を進めるに当たっての基本的方向」として①「自由で活力のある経済社会の創造」②「豊かで安心できる経済社会の創造」③「地球社会への参画」の3つを掲げているが、この①の要点は「市場メカニズムが十分働くよう、規制緩和や競争阻害的な商慣行の是正を進め、個人・企業の自由な活動を確保する環境整備」の推進、「我が国経済の高コスト構造（の）是正」「新規産業の展開（の）支援」にある^(注11)。また、〈計画〉を作成した経済審議会会長は答申に当たっての談話で、「（上記）三つの基本的方向の根底をなす共通する理念は、自立した個人・企業が自己責任の下で自由にその創造力を発揮できるように構造を改革すること」であると述べている^(注12)。

第四に、〈計画〉の第2部以下では、「規制緩和政策の推進」「競争政策の積極的展開」「高コスト構造是正・活性化のための行動計画」（以上第4章第1節）を最優先課題とす

る具体的な経済政策が述べられている。

以上に示されるとおり、＜計画＞の改変方向は、「自立した個人・企業が自己責任の下で自由にその創造力を発揮できるように構造を改革する」という「理念」から「規制緩和」「競争政策」「高コスト構造是正・活性化のための行動計画」最優先の具体的政策に至るまで徹底した市場の競争化を進めるものである^(註13)。

(二) 財界の「教育改革」要求

次に現今の社会経済構造改変及び「教育改革」を主導していると見られる財界の経営方針及び「教育改革」要求のうち最も特徴的なものについて述べる。

(1) 日経連『新時代の「日本的経営」』

財界の労務担当と言われる日本経営者団体連盟（永野健会長）は、95年5月、新・日本の経営システム等研究プロジェクト報告『新時代の「日本的経営」』を発表している。

この報告の基本的な考え方は次に示すとおりである^(註14)。

①「日本的経営の基本理念である『人間中心（尊重）の経営』『長期的視野にたった経営』は普遍的な性格をもつものである。」

②この理念を「企業レベルにとどまらず、産業政策、国、社会のレベルにまで拡大、深化させて成長の維持・拡大と雇用機会の創出を図らねばならない。」

③「かりに企業での能力発揮が満たされなかった場合、働く個々人の能力を社会全体で活用するために、企業を超えた横断的労働市場を育成し、人材の流動化を図ることが考えられなければならない。」

④「これからの企業経営は、自由競争原理の徹底を図ることによって、安易な行政依存意識の払拭と自己責任の下での公正・公平なルールに則った経営、経営倫理の確立が必要である。」

次に、報告書は、雇用形態、人事・賃金管理、企業組織編成、従業員の能力開発、福利厚生、労使関係に関して企業のとるべき今後の方向を示しているが、そのうち、雇用形態の今後のあり方に関して次のように述べている^(註15)。

1つは、従来の長期継続という考え方に立（つ）……長期蓄積能力活用型グループ。能力開発はOJT〔職についたままの訓練-北川〕を中心とし、Off・JT〔職を離れた訓練-北川〕、自己啓発を包括して積極的に行う。処遇は職務、階層に応じて考える。

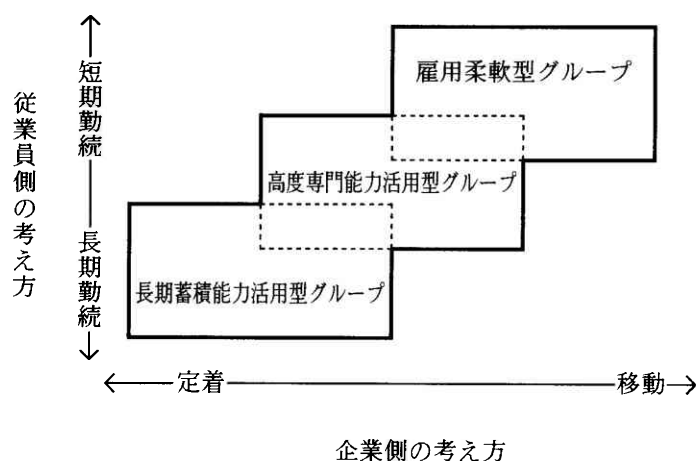
2つは、企業の抱える課題解決に、専門的熟練・能力をもって応える、必ずしも長期雇用を前提としない高度専門能力開発型グループ……、Off・JTを中心に能力

開発を図るとともに自己啓発の支援を行う。処遇は、年俸制にみられるように成果と処遇を一致させる。

3つは、……定型的業務から専門的業務を遂行できる人までさまざまで、従業員側も余暇活用型から専門的能力の活用型までいろいろな雇用柔軟型のグループで、必要に応じた能力開発を行なう必要がある。処遇は、職務給などが考えられる。

（3行略）

企業としても……多様な雇用形態、処遇システムを用意……することが必要である。



注：1. 雇用形態の典型的な分類
2. 各グループ間の移動は可

図 I 企業・従業員の雇用・勤続に対する関係
（『新時代の日本的経営』32頁の図表1）

	雇用形態	対象	賃金	賞与	退職金・年金	昇進・昇格	福祉施策
長期蓄積能力活用型グループ	期間の定のない雇用契約	管理職・総合職・技能部門の基幹職	月給制か年俸制 職能給 昇級制度	定率+業績スライド	ポイント制	役職昇進 職能資格 昇格	生涯総合施策
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	専門部門（企画、営業、研究開発等）	年俸制 業績給 昇級なし	成果配分	なし	業績評価	生活援護施策
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	一般職 技能部門 販売部門	時間給制 職務給 昇級なし	定率	なし	上位職務への転換	生活援護施策

図 II グループ別にみた処遇の主な内容（『新時代の日本的経営』32頁図表8）

後に示す、財界の「複線型」の「複眼的な」教育システムによる学校教育の要求の根源には、日経連のこのような多様な雇用形態の想定があるものと思われる。

（２） 経団連「創造的な人材の育成に向けて」

「財界総本山」と言われる経済団体連合会は、後述する96年中央教育審議会（中教審）答申を目前にした3月26日、その教育改革提言を冊子「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」にまとめて発表した。そして、この提言は、経団連会長・豊田章一郎著『「魅力ある日本」の創造』^(注16)の第7章としてその主要部分が再録されているとおり、日本を「活力あるグローバル国家」に改造するという経団連の国家改造構想の一環を成しているものである。

ところが、この国家改造構想は、(一)の(2)(3)に前述した今日の国家社会の全面的改変を主導しているものである。そのことは、この『「魅力ある日本」の創造』構想が挙げている「規制の原則撤廃」、「競争政策の国際的ハーモナイゼーション」、「新産業・新事業の創出」、「高度情報通信ネットワーク社会の実現」、「雇用関連規制の抜本的見直し」、「世界最適事業体制の構築」、「ハイブリッド型産業構造の形成」、「グローバル・スタンダードとの調和を目指す金融・資本市場の整備」等の諸政策が、前記の閣議決定「構造改革のための経済社会計画」と近年のわが国政府の現実の政策を方向づけてきていることを見れば明らかである。

同会の見解は、後述するように15・16期中教審答申に大きな影響を及ぼしている。

まず、前掲の冊子の目次を示すと、次のとおりである。

『創造的な人材の育成に向けて』目次（大項目のみ）

[創造的な人材育成のための「5つの提言、7つのアクション」]

[本編]

はじめに

1. これからの社会と待望される創造的な人材
2. 創造的な人材の要件と望ましい人材育成システムの基本的方向
3. 教育界への期待～教育改革の推進
4. 企業の自己改革
5. 教育システムの改革に向けた企業・経済界の支援

[参考資料]

次に、やや長くなるが、この内容の特徴的なところを示すと次のとおりである（〈 〉番号と特記以外は、原文の抜き書き）^(注17)。

〈 1 〉 創造的な人材育成のための「5つの提言、7つのアクション」

【教育界・行政・家庭への5つの提言】

1. 教育にかかわる規制緩和を進める。

各教育機関はその特色を十分発揮するとともに、学生・生徒の個性・素質などをいかした教育を行い、互いに切磋琢磨しながら教育内容をたかめていかねばならない。

各教育機関が……カリキュラム編成の弾力化、学校選択の弾力化など教育にかかわる各種の規制の緩和を進める必要がある。

2. 教育機関の多様化・個性化を進め多くの峰を持つ教育体系を構築する。

学生の進路選択幅の拡大のため、編入枠や単位互換制度を拡充する。

3. 複線的評価の大学入試を行う。

教育機関のピラミッド型の序列を助長し、教育を歪める最大の要因ともいえる受験戦争を是正するため、現在の大学入試を知識の量を点数で評価する形から、学生の思考力を含めた学力、関心、素質などを複眼的に評価する方式に改革する。例えば、大学入試センター試験は高校までの基礎学力の有無を判断する資格試験的なものとし、各大学毎の試験はそれぞれの求める人材に合わせ、論文、面接など選抜方法を工夫する。

4. 思考力と体験を重視しつつゆとりある学校教育を行う。

自分で目標・課題を設定し主体的に行動することのできる子供を育てる。

新時代のリテラシーである、英語をはじめとする外国語やコンピュータ関連の教育を拡充する。

中高一貫教育の拡大などを通じて、ゆとりある教育を実現する。

世界をリードする独創的人材を育成するため、飛び級の実施拡大はじめ、優れた素質・才能を早期に見だしこれを伸ばすための教育を試みる。

5. 家庭の教育力を回復する。

家庭や地域は教育を学校任せにせず、各々の役割分担と相互の連携に基づき、適切な教育を行うことが求められる。……とくに、社会経験の豊かな父親が家庭教育に積極的に参加することが要請される。

【企業・経済界の7つのアクション】（省略）

< 2 > はじめに

来るべき21世紀において、豊かで魅力ある日本を築くためには、社会のあらゆる分野において、主体的に行動し自己責任の観念に富んだ創造力あふれる人材が求められる。

しかし、わが国の現状を見ると、教育制度はもとより、企業の人事システムなど社会全般においても、このような創造的人材が育ちにくい状況にあり、このままでは世界における指導的國家の一つとして、活力ある日本を築くことは不可能といわざるをえない。今後、わが国にとって、人材育成の面で、誰もが自分の目標を実現するに相応しい教育や進路を選択でき、その能力を最大限に発揮できるよう、『複眼的』で『複線的』なシステムを実現していくことが大きな課題となっている。

< 3 > 1. これからの社会と待望される創造的人材

(1) 戦後の経済発展と人材育成

(a) 平均的な教育レベルの引き上げを目指す現在の教育の下では、子供は、一定の学力水準を維持できない限り、特定分野でいかに優れた特質をもっていても、その素質を開花できずに終わってしまう。

(b) 進学は偏差値によってほとんど決められてしまうため、参考情報の一つに過ぎない偏差値だけで進路が決まってしまうかのような認識が高まり、個人が自らの人生を主体的に築いていく意識が薄れてしまっている。また、偏差値によって学校の序列化がなされるため、受験競争が過熱するという弊害も顕著になっている。

(c) 教育の課題は、問題解決の手法を知識として覚えさせる点に重点がおかれており、「じっくり考える」、「別の仕組みを工夫する」、「目標そのものを設定しなおすなど、創造力の養成に不可欠な要素は重視されていない。その結果、総じて、人生の各段階における目標設定、自ら解決すべき課題の設定に不得手な人々が増大しており、同時に、社会全体としても目指すべきビジョンや問題解決のために新しい方法を立案することが不得手な体質に陥っている。

(2) これからの社会と人材育成

政府規制をあらゆる分野で撤廃・緩和し、以下のように個人の創造力が最大限発揮できる社会に転換しなければならない。

①経済の分野では、リスクを伴う事業に果敢に取り組む人材、組織の創造的破壊を行う人材が、新しい産業や事業を次々と興して、豊かな国民生活、活力ある経済を実現していく。

また、ノーベル賞級の独創的な研究開発を行う人材が、わが国の研究水準を飛躍的に高め、「科学技術立国」として国際社会に貢献していく。

②社会においては、個々の市民が、自律的に公益活動を行う市民活動団体（NGO、NPO）などに参加して、地球環境に配慮した循環型の経済社会活動システムの構築や豊かな長寿社会の確立などの諸課題に創意工夫しながら取り組んでいく。

< 4 > 2. 創造的な人材の要件と望ましい人材育成システムの基本的方向

(1) 創造的な人材の要件

①主体性

創造性の根本は、個人の主体性にある。これは、他者の定めた基準に頼らず、自分自身の目標・意思に基づいて、進むべき道を自ら選択して行動することである。

②自己責任の観念

その一方、個人の自由で主体的な選択が、野放図とならずに、社会的意義、価値を持つものとするためには、個人一人ひとりが選択に伴う責任を引き受けることが

必要である。選択とは、もう一つのを捨て去ることであり、自己責任とはいくつかの選択肢の中から自分の判断で選びとることである。

③独創性

各界で新に独創的で卓越した人材たりうるか否かは、潜在的な素質や才能に左右される面も大きいものと考えられる。そこで、このようなとくに優れた素質や才能を持った人材を早期に見出し、これを集中的に育成していくことも、今後の課題として求められる。

< 5 > 創造性育成に向けた規制緩和（〔参考資料〕中。項目を抜き書き）

(1)カリキュラム編成（の弾力化） (2)教材選択の弾力化・自由化 (3)教員資格の一層の弾力化 (4)学校選択の弾力化 (5)飛び級の実施拡大 (6)大学入学にかかわる年齢制限の引下げ (7)大学の自由裁量の拡大 (8)専修学校および外国の教育機関の卒業生への大学入学資格付与 (9)職業紹介業の自由化 (10)労働者派遣事業の自由化

以上の中で、< 3 >において、財界の従来への教育への批判及び新しい人材への期待とその「教育改革」の目指す社会として「政府規制をあらゆる分野で撤廃・緩和」した社会が示されていること、及び、< 1 >において、「教育改革」の中で最優先事項として「教育にかかわる規制緩和」が挙げられ、その内容が< 5 >に示されていることが特に注目される。

（3）経済同友会「学校から『合校』へ」

経済同友会は、95年4月19日、提言「学校から『合校』へ」を発表した^(注18)。

この提言の要点は、次のとおりである。

新しい学校のあり方として、「中核となる『学校（基礎・基本教室）』の周辺に『自由教室』と『体験教室』を配置して、それぞれをネットワークの形で統合する『合校（がっこう）』というシステムを提唱する。」

「『基礎・基本』は『言語能力』と『論理的思考能力』を高めるための教科、それに日本人としてのアイデンティティを育む教科とに絞り込（む。）」「文部省はこのこと（＝「基礎・基本」-北川注）のみに責任を持つ」。

「学校（基礎・基本教室）」の周辺には、音楽・美術・演劇などの芸術教科を楽しんだり、自然科学、人文・社会科学の学習を多彩に発展させる「自由教室」を配置する。「子どもたちによる『自由教室』の選択は文字どおり原則自由」、教員のほかそれぞれの分野の専門家や民間教育機関等が参加できるようにし、「指導要領」は定めない。

「『体験教室』は、子供たちが自然や様々な他人と触れ合い、ぶつかるなど現実を体験するなかで、生きる力、生活する力を育む場である」。こうして行事や部活指導

を地域社会が引き受けるなど学校のスリム化を図る。

さらに要約すると、①教育の「基礎・基本」は、「言語能力」「論理的思考能力」「日本人としてのアイデンティティー」の育成に限り、文部省の監督下に置く。②自然科学、人文・社会科学の学習は、芸術などととも、共通教育・共通教養から外して子どもの選択による自由に委ねる。③その他の学校教育はできる限りボランティアや家庭、地域社会に移行して、徹底的に学校のスリム化を図る、というものである。

この「合校（がっこう）」システムは、「教育にかかわる規制緩和」（前記経団連「教育改革」提言の第一にあげられている。）のあり方を学校のあり方に焦点を当ててそのイメージを鮮明にした、言わば財界なりの一つの「理念型」と言い得るものである。経済同友会は、これを次に述べる第15期中央教育審議会の「21世紀を展望したわが国の教育のあり方について」の委員発令の直後・審議開始の直前に発表した。中教審審議の先導を意図したと見られる。

（三） 中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」

（1） 答申の基本的性格と主な具体的施策内容

文部大臣は1995年4月9日、第15期中央教育審議会の委員を発令、同月26日、その初総会において「21世紀を展望したわが国の教育のあり方について」諮問し、その際、「①今後における教育の在り方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方、②一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善、③国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方」の3つを主な検討課題として示した。中教審は96年7月29日、諮問の①、③への対応を中心に第一次答申、97年6月26日、②への対応を中心に第二次答申を提出した^(注19)。

ここでは、この諮問と答申の基本的な性格と主な具体的施策内容を把握したい。

そのため、まず、97年第2次答申の「第1章 一人一人の能力・適性に応じた教育の必要性和基本的な考え方」を見ると、そこには96年第1次答申以降の審議をも経て改めて今次教育改革に対する基本的な考え方が述べられているが、その中でも最も本質的（エッセンシャル）な内容を示すと次のとおりである。

「経済や科学技術などの面で、我が国が自ら新しいフロンティアを開拓し、国際社会に貢献してゆく必要性が高まっており、個人の多彩な能力を開花させ、創造性、さらには独創性を涵養していくことは、教育における極めて重要な課題となっている。」

「個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても子どもたち自身、あるいはその保護者が主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要となる。」

「選択の自由には『自らの判断で選択し、行動したことには、自らが責任を負う』という自己責任の原則が伴っているということを忘れてはならない。」

「これまでの教育において支配的であった、あらゆることについて『全員一斉かつ平等に』と言う発想を『それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを』という考え方に転換し、取り組みを進めていく必要がある。」

「現行の学校制度については、その複線化構造（ママ）や柔軟化・弾力化を進め、子どもたちや保護者の主体的な選択の範囲を拡大していくことが、一人一人の能力・適性に応じた教育を展開する上で重要であると考え。」

以上の97年答申の基本的考え方を前述の経団連「創造的な人材の育成に向けて」と比較してみると、まず、経団連が「教育改革」にあたって重視している、「主体的に行動し自己責任の観念に富んだ創造力あふれる人材」、「『複眼的』で『複線的』なシステム」、「科学技術立国」による我が国の「国際社会（への）貢献」、「自分自身の目標・意思に基づいて、進むべき道を自ら選択して行動すること」、「個人一人ひとりが選択に伴う責任を引き受けること」などの考え方は、上記中教審答申の「基本的な考え方」と一致もしくは著しく近似している。

次に、97年答申が提言した具体的施策の主な内容を見ると、次のとおりである。

①選抜方法の多様化、評価尺度の多元化、調査書の活用、推薦入学の推進、大学秋季入学の拡大、大学生募集・選抜業務を行うアドミッション・オフィスの整備など、大学・高校入学者選抜を改善する。

②学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育の選択的導入を行う。公立一貫校では入学者選抜で学力試験を行わない。

③才能、個性を引き出す観点から、数学、物理の分野で稀有（けう）な才能を有し、高校に2年以上在学した17歳以上の者に大学入学資格を認める。

④高齢社会に対応して、学校と高齢者福祉施設の連携や授業における子どもと高齢者の触れ合い、教員養成での介護・福祉施設体験などを促進する。

これを同じ経団連提言の「教育界・行政・家庭への5つの提言」と比べてみると、上記の4つの中の3つまでが、経団連提言にある「複線的評価の大学入試を行う。」「中高一貫教育の拡大などを通じて、ゆとりある教育を実現する。」「飛び級の実施拡大はじめ、優れた素質・才能を早期に見だしこれを伸ばすための教育を試みる。」等をほとんど丸ごと採用したと思われる内容となっている。

以上の2点を、本稿既述の動向、すなわち臨教審以来の「教育改革」の進展、90年代以降のグローバル化、「規制緩和」、「競争政策」に向けての国家社会の大変革、それに応ずる財界の新しい人間像・人材・労働力要求という動向の中に位置づけて判断するならば、結局、次のように言うことができよう。

今次中教審答申は、「一人一人の能力・適性に応じた教育」「個人の多彩な能力の開花、創造性、独創性の涵養」を目指して、「学校制度の複線化、柔軟化・弾力化」をすすめ、「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組み」をつくりだし、「子どもたちや保護者の主体的な選択の範囲を拡大していく」としている。これは、大局的には、政府・文部省がグローバル化、「規制緩和」、「競争政策」に向けての国家社会の大変化に対応して、財界の教育改革要求に応えるべく教育体系の再編・創造への基本方針を示そうとするものであり、「進むべき道を自ら選択して行動」し「選択に伴う責任を引き受ける」人材の育成、「独創的で卓越した人材」の開発、「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力開発型グループ」「余暇活用型から専門的能力の活用型までいろいろいる雇用柔軟型」等の多様な労働力の形成、教育における規制緩和、学校のスリム化等を本質的な内容としている。

(2) 中教審「教育改革」の構造

以上のような中教審「教育改革」の諸点は、今後さらに全面的かつ詳細に批判してゆくべき課題であるが、本章の結びに当たって、中教審「教育改革」全体を構造的にどう把握するかについて述べて、これに対抗して民主主義的な教育改革を構想してゆくための一助としておきたい。

①中教審の展望する社会は、グローバル化してゆく規制緩和・競争社会である。

②その「教育改革」の目的は、規制緩和・競争化・グローバル化社会で求められる能力・雇用形態の多様性に応じた多様・多層な人材・労働力の育成である。

③中教審の意図する教育は「一人一人の能力・適性に応じた教育」である。これは、言葉の意味からして、子どもの学習及び発達の活動を直接的に組織し指導し援助する教育の方法を核心としているが、それと結びついた教育の内容・仕組み（制度）を含めた教育全体の総括的あり方を指して使われている。

④このような教育のシステム化が、「学校制度の複線化構造・柔軟化・弾力化」ないしは「『複眼的』で『複線的』なシステム」化である。

⑤この「教育改革」が、法的行政的問題を含めて第一に重視している課題が「教育の規制緩和」である。

⑥「学校のスリム化」は、以上のような変化を経済財政的問題を主として学校レベルで実現しようとするものである。

なお、経済同友会提言の「合校」は、以上の⑥を中心に①～⑤をも含めた総合的「教育改革」を学校・地域レベルで構想した理念型であると言えよう。

①、②はどのような国家社会・政治経済制度が望ましいかの問題である。規制緩和・競争社会構想は我が国を帝国主義化の完成に導くものであるとして批判し「新福祉国家」への構想をもって対抗するべきであるとする大月書店『講座現代日本』における渡辺治氏・

後藤道夫氏等の見解や^(注20)、日米安保条約をなくし世界平和に貢献する・ルール無き資本主義をただし国民生活最優先の経済発展を進める・憲法改悪と軍国主義復活を阻止し民主主義を开花させることなどを主とする政治的対案^(注21)等があり、検討の対象とすることができよう。

③以下は教育に固有の問題である。「教育改革」では直接的には④の学校制度改革が主として問題とされる。⑤、⑥は、「教育における福祉国家的枠組み破壊」の諸問題を生じさせ、それへの「対抗」が課題となる^(注22)。

まとめに代えて

本章の終わりに当たって、中教審「教育改革」に対抗して、民主主義的な教育改革を全体としてどのように推進してゆくべきかを述べて、まとめに代えたい。

第一には、教育改革の主体の形成・発展が重要である。

臨教審以来の政府・文部省ないし財界主導の「教育改革」が、言うほどの成果を上げておらず、むしろ広範な批判と抵抗さえ引き起こしているのは、それが教育に相応しい民主主義的な方法・手続きによって行われていないだけでなく、場合によっては多くの生徒・父母・教職員の民主主義的な教育要求や批判・抵抗を非民主主義的に押し切って進められているからである。

望ましい教育のあり方は、学級のレベルでは子どもの意見・権利と父母の指導・助言を尊重した教師と児童生徒・父母の相互の信頼と協力、学校のレベルでは学校の管理・運営への生徒・父母参加と学校の自治、国・地方のレベルでは教育行政への親・生徒、教職員の代表参加の制度を含めて、児童生徒学生・父母、教職員、科学・文化・スポーツ等の専門家、一般住民・国民等が改革の主体として民主主義的に参加する組織と制度の下で創出されてゆくであろう。そして、そのような組織・制度がほとんどできていない現状では、そのような組織・制度の形成を追求する主体の運動として特に各学校における生徒・父母、教職員の実質的な協議組織、地域・全国レベルにおける公教育父母組織の形成が望まれる^(注23)。

第二には、教育改革の理念が重要である。実態を認識し支配的動向を批判するだけにとどまらず真の改革を構想する時には、改革の指針として立てるべき教育理念が必要になる。理念に基づき理念に向かって接近する日々の努力を欠くならば、現状に対するいかなる抵抗も批判も指針を持たないままに結局は状況悪化の潮流に押し流されざるを得ないからである。

現代日本における民主主義的教育改革の理念は、憲法・教育基本法を踏まえ、それを1989年国連総会で採択された「児童（子ども）の権利に関する条約」によって発展さ

せることのうちに求めることができよう。教育基本法は「日本国憲法の精神に則」るものであり（同法前文）、今日の「教育改革」を始動させた臨教審も「教育基本法の精神にのっとり……同法に規定する教育の目的の達成に資するため」（臨時教育審議会設置法第一条）設置されたものであって、憲法・教育基本法の精神を教育改革の理念とすることは、建前上はほとんど異論のないものである。また、子どもの権利条約も、わが国国会で全会派の賛成をもって制定されされたものであり、これまた建前上ほとんど異論のないものである^(注24)。

もっとも、教育基本法は、真理、民主主義、平和、勤労、健康などを普遍人間的価値として認めこれに基づく各個人の人格の可能な限りの発達及び平和的な国家および社会の形成者としての資質の育成並びに普遍的にして個性豊かな文化の創造を教育の目的理念としているが、臨教審はそれを歪めて超越的な価値の追求、自己責任、非合理的伝統国家意識の涵養を強調した。また、子どもの権利条約は条約が定めている場合に限り、かつ法律によるのでなければ子どもの表現、情報や集会、結社の自由は制限することができないと定めているが、わが国政府及び最高裁は、学校は教育目的達成のためであるならば法律の根拠に基づかなくても子どもの権利を制限できるという見解を示し続けている^(注25)。

もちろん教育理念は、新しい時代に向かってさらに豊かに発展させてゆくべきであるが、その可能性は、教育基本法や子どもの権利条約の規定と立法趣旨に基づいてその理念の理解を広め深め、このような臨教審、政府、最高裁等の歪んだ解釈・適用を克服してゆくこととともに開いてゆくことができると思われる。

民主的教育改革のためには、第三に、それに相応しい教育課程及びその構成要素としての教育の内容・方法のあり方を明確にすることが重要であると考えられる。いかなる優れた教育理念も日々の実践に具体化されなければ意味がないが、現代のように、大規模な公的制度的下でその一環として行なわれている教育実践は、一連の教育内容とそれに応じた方法によって一定の目的・目標を多少とも一貫して追求するのでなければ概して十分な効果をあげ難いと思われるからである。

今後、この観点から、まず、教育内容改定政策を主として中教審第一次答申を検討・批判し、次いで、それを批判克服するため、民主教育における教育内容と方法の基本的なあり方の解明に取り組んでゆくこととしたい。

第四には、学校体系、児童生徒学生の資格・権利義務等にかかる制度、教職員制度、教育行政機構、教科書・教材その他の諸々の制度、教職員の配当という人的条件や教育の物的財政的条件等も当然ながら教育改革の課題として重要である。

現実の学校教育の改革改善はこれらの制度や条件の改善充実を欠いては少しも事を前進させ得ない。これらの制度や条件の改善充実の方向と内容・程度、その優先順位等は、生徒児童学生・父母、教職員、その他の人々が日々、学習・教育の理念やそれに沿う内容・

方法に基づいて明らかにしてゆくものと考えられる。

注

(注1)『臨調基本提言』136頁。

(注2)前掲書17-20頁。

(注3)この間の事情については、拙稿「臨時教育審議会『教育改革』の本質」・拙著『子どもの権利と学校教育の改革』95年・かもがわ出版（初出、大阪保育研究所『大阪の保育研究』第2号、85年3月）、参照。

(注4)『臨教審だより』通巻5号18頁。当初「個性主義」と言っていたものを第一次答申の際「個性重視の原則」と言い変えた。臨教審を発足させるにあたって中曽根首相のブレーンがまとめたとされる文書「教育改革推進のための基本的な考え型についてのメモ」および「二十一世紀のための教育改革の五原則について(案)」、参照。また臨教審「審議経過の概要(その3)」の「図2 二一世紀に向けての社会・文化の変化と教育の対応」は「自由化」による「社会の変化の内容」として次の五つを挙げている。経済・社会的活動の規制緩和、民間活動導入競争原理の強化自律・自己責任の重視社会の統合力や規律の低下責任感や自恃の精神に乏しい「イーミズム」が広がるおそれ（『臨教審だより』通巻5号30,31頁）

なお、臨教審「教育改革」方針の批判については、拙著『子どもの権利と学校教育の改革』所収「臨時教育審議会の『教育改革』と道徳教育政策」（初出・87年『道徳教育の原理とその展開』あゆみ出版）、参照。

(注5)前掲『臨教審だより』通巻5号16頁、同旨11頁。

(注6)主な「改革」は次のとおり。

【初等、中等、高等教育にわたって】学校週五日制の導入・拡大（92年3月および95年3月の省令改正等）

【高等教育・研究機関について】大学審議会の設置（88年9月学校教育法改正）大学・短期大学・高等専門学校設置基準の大綱化（91年6月省令改正）独立研究科等大学院の多様化の促進（87年5月国立学校設置法改正）学位授与機構の創設（91年4月国立学校設置法の改正）大学入試制度の改変

【教員養成について】教員初任者研修の実施（88年5月教育公務員特例法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）教育職員免許状の学歴別種別化および歴史・地理、公民免許状の新設等（88年12月教育職員免許法改正）

【初等、中等教育について】学習指導要領の改訂・小学校低学年理科社会科廃止生活科の新設・中学校選択教科の拡大・日の丸掲揚君が代斉唱指導の明文化（89年1月省令改正および文部省告示）「新学力観」による指導要録の改訂（91年3月省令改正）6年一貫公立中等学校の発足（94年4月：宮崎県立五ヶ瀬中学・高校）

【高等学校について】修学年限の弾力化・技能教育連携の拡大（87年11月）単位制高校の創設（88年3月省令改正）全日制高校への単位制拡大（93年3月の省令改正）高校総合学科の創設（93年3月高等学校設置基準改正）特色ある学校づくり・多様化推薦入試その他高校入学者選抜制度の多様化

(注7)この間の政治経済社会状況について、工藤晃『混迷の日本経済を考える』96年・新日本出版社、渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本』全4巻・96・97年・大月書店、『現代用語の基礎知識』『知恵蔵』『イミダス』各年度版、など参照。

北川 邦一：中央教育審議会「教育改革」の全体像

- (注8)経済企画庁編『構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし—』95年・大蔵省印刷局発行、所収。
- (注9)、(注10)、(注11)、(注12)前掲書所収・同計画1-2頁、3頁、6頁、473・474頁。
- (注13)96年中教審第1次答申の時代認識はこの〈計画〉の時代認識との著しい合致を示している。
- (注14)『新時代の「日本的経営」』3頁。(注15)同前33頁、図表は32頁。
- (注16)1996年4月、東洋経済新報社発行。
- (注17)経済団体連合会・冊子「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」。
 <1>1、2頁、<2>5頁<3>7、8頁、<4>9、10頁。
- (注18)経済同友会「学校から『合校』へ」は、『内外教育』95年4月25日号、所収。
- (注19)この間、審議会委員構成は96年6月26日第16期に更新され、その委員・専門委員は2名が退任、3名が新任されたが、有馬朗人会長以下、副会長、2人の小委員会座長以下その外の委員は留任しており会としての審議は概ね一貫していると言えよう。
- (注20)前掲・渡辺・後藤編著。
- (注21)日本共産党の「第21回大会決議案」(97年7月)、参照。
- (注22)乾彰夫・前掲『講座現代日本』第4巻222-224頁、参照。
- (注23)以上に関しては、次の拙稿で詳論した。現代教育科学研究会編『教育学のアイデンティティ』(97年・八千代出版)「第3章 現代日本の学校改革」。
- (注24)、(注25)拙著『子どもの権利と学校教育の改革』(95年・かもがわ出版)の全篇は、これらの点を説いたものであるが、中でも特に、同書第I部第1章「教育基本法の教育目的」、第II部第2章「臨時教育審議会の『教育改革』と道徳教育政策」、第III部第2章「子どもの権利と学校の規律権能—子どもの権利条約批准にあたっての『学校=法外特殊部分社会』論批判—」を参照されたい。

——本稿は、1998年6月21日・中央大学駿河台記念館における日本教育政策学会第5回研究発表の際に別稿として配布したワープロ印刷資料である。——